

欠陥機米軍MV22 オスプレイ墜落事故に関する意見書

去る 12 月 13 日、午後 9 時 30 分ごろ、訓練中の米軍 MV22 オスプレイが名護市安部の海岸に墜落、大破する事故が発生した。墜落現場は集落のすぐそばに位置しており、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事につながる重大な事故である。

さらに同日、午後 11 時 45 分ごろ、同機種の別機が普天間飛行場で胴体着陸する事故が発生していたことも明らかになっており、付近住民の受けた恐怖ははかり知れず、県民に大きな不安と強い衝撃を与えている。

また、去る 9 月 22 日に発生した米軍 AV8B ハリアー攻撃機墜落事故や、民間地上空での物資のつり下げ訓練などが繰り返される中、連続して発生した重大事故に、県民の米軍に対する憤りと日米両政府への不信感が一層高まっている。

オスプレイについては、騒音・環境問題等に対する不安や墜落への懸念から、日米両政府に対して配備撤回を幾度も求めてきたにもかかわらず、懸念が現実となつたことはまことに遺憾である。

今回の重大事故に関して、県や地元自治体が関係要路に対して再発防止と原因究明の間、同機種の飛行を中止するよう要請を行ったところであるが、それにもかかわらず、12 月 19 日、米軍が一方的に訓練を再開したことは断じて容認できない。さらに、米軍トップは「県民や住宅に被害を与えたことは感謝されるべきだ」と県民の命を軽視するような発言をしており批判の声が上がっている。

日米両政府においては、県民の過重な基地負担の軽減に向け、真摯に検討・協議を行い実効性のある措置を講じるべきである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 欠陥機オスプレイの飛行を直ちに中止し、配備を撤回すること。
- 3 普天間飛行場を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。
- 4 在沖海兵隊を撤退させること。
- 5 ニコルソン在日米軍沖縄地域調整官の更迭を求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 22 日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て